

お茶の水女子大学学報

第 48 号

お茶の水女子大学庶務課発行

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	3
学事	5
通知	7
日誌(抄)	8
諸報	8

関係法令

【政 令】

- 所得税法施行令の一部を改正する政令(政令第326号, 9月1日官報)
- 恩給給与規則の一部を改正する政令(政令第348号, 9月30日官報)
- 恩給法の一部を改正する法律附則第24条第5項の服務期間等及び同法附則第43条の2の外国特殊機関の職員を定める政令の一部を改正する政令(政令第349号, 9月30日官報)
- 元南西諸島官公署職員等の身分, 恩給等の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第350号, 9月30日官報)
- 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(政令第352号, 9月30日官報)
- 国家公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令の一部を改正する政令(政令第354号, 9月30日官報)

【府 令】

- 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する総理府令(総理府令第59号, 9月30日官報)
- 恩給法等の一部を改正する法律附則第16条及び第18条の規定に基づく裁定庁に対する申出に関する

総理府令(総理府令第60条, 9月30日官報)

- 元南西諸島官公署職員等の身分, 恩給等の特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令(総理府令第61号, 9月30日官報)

【省 令】

- 児童扶養手当法施行規則及び特別児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令(厚生省令第49号, 9月16日官報)

【規 則】

- 俸給の特別調整額の一部を改正する規則(人事院規則第9~17号, 7月10日官報)
- 職員の保健及び安全保持の一部を改正する規則(人事院規則第10-4号, 7月15日官報)
- 職員の災害補償の一部を改正する規則(人事院規則第16-0号, 9月11日官報)
- 管理職員等の範囲の一部を改正する規則(人事院規則第17-0号, 9月20日官報)

【訓 令】

- 文部省所管旅費規則の一部を改正する訓令(文部訓令第43号, 8月10日官報)
- 人事に関する権限の委任等に関する規程の一部を改正する訓令(文部訓令第45号, 8月22日官報)
- 文部省在外研究員規程の一部を改正する訓令(文部訓令第46号, 9月22日官報)

学 内 規 程

お茶の水女子大学保健管理センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は, お茶の水女子大学学則第54条の規定に基づき, お茶の水女子大学保健管理センター(以下「センター」という。)に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは, 本学の保健管理に関する専門的業務を行ない, もつて学生および教職員の

健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行なう。

- 一 学内保健管理計画の立案に関する事。
- 二 保健管理の充実向上のための調査研究に関する事。
- 三 定期および臨時の健康診断に関する事。
- 四 精神衛生等についての相談、助言に関する事。
- 五 健康相談に関する事。
- 六 健康診断の事後措置等健康の保持増進に必要な指導援助に関する事。
- 七 環境衛生および伝染病の予防についての指導援助に関する事。
- 八 その他健康の保持増進について必要な専門的業務に関する事。

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- 一 所長
- 二 所員 (特任)
- 三 看護婦

(所長)

第5条 所長は、本学の教授または助教授をもってあてる。

- 2 所長は、センターの所務を掌理する。
- 3 所長の選考に関する規程は、別に定める。

(運営)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、保健管理センター運営委員会を置く。

- 2 前項の委員会に関する事項は別に定める。

(附属学校)

第7条 センターは、第3条に掲げる業務を行なうほか、~~本学~~附属学校、~~部~~の生徒、児童および幼児の保健管理に関する業務の実施について協力する。

(事務)

第8条 センターの事務は、学生部厚生課(教職員にかかわるものは庶務課)において行なう。

附 則

- 1 この規程は昭和47年7月12日から施行し昭和47年5月1日から適用する。

お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 お茶の水女子大学保健管理センター規程

第6条の規定に基づき、お茶の水女子大学保健管理センターに関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 保健計画に関する事項。
- 二 センターの事業計画に関する事項。
- 三 保健管理センター所長および所員の人事に関する事項。
- 四 その他保健管理に関する必要な事項。

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 保健管理センター所長。
- 二 各学部教授会から選出された教官各2名。
附属学校から選出された教官2名
- 三 保健管理に関する専門的知識を有する教員3名以内。

五 四 学生部長

六 五 事務局長

- 2 前項2号および3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は学長が任命する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、所長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故のあるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の成立には、委員過半数の出席を必要とする。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数により決し可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条 第2条第3号の審議事項は、^{大学}教官である委員をもって行ない、委員の4分の3以上の出席を必要とする。

- 2 前項の審議の手続は学部教授会の審議の手続の例に準ずる。

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員会が定める。

第9条 委員会に関する事務は学生部厚生課で行なう。

附 則

- 1 この規程は昭和47年7月12日から施行し昭和47年5月1日から適用する。
- 2 お茶の水女子大学ヘルスセンター運営委員会規程(昭和37年2月14日制定)は廃止する。
- 3 この規程の適用日から施行日までの間において、ヘルスセンター運営委員会の行なった決定事項は、この委員会の決定事項とみなす。

お茶の水女子大学保健管理センター所長選考規程

第1条 お茶の水女子大学保健管理センター所長(以下「所長」という。)は、本学の専任の教授または助教授の中から学長が選考する。

第2条 所長の選考は、次のいずれかに該当する場合に行なう。

- 一 所長が辞任を申し出たとき。
- 二 所長の任期が満了するとき。
- 三 所長が欠員となったとき。

第3条 学長は、お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会の議に基づき、評議会の承認を得て所長候補者を決定する。

第4条 所長の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

附 則

この規程は昭和47年7月12日から施行する。

人 事

○人事異動

○採用関係

昭和47年7月1日

菊池 政樹

文部事務官(会計課)に採用する。

古河要次郎

用務員(附属図書館)に採用する。

昭和47年8月8日

大塚紀美子

教諭(附属高等学校)に臨時的に任用する。

任期は昭和47年9月18日までとする。

昭和47年9月1日

斎藤 實

文部事務官(庶務課)に採用する。

昭和47年9月6日

永田 和子

文部技官(庶務課)に採用する。

昭和47年9月19日

大塚紀美子

教諭(附属高等学校)臨時的任用を更新する。

任期は昭和47年10月22日までとする。

○配置換関係

昭和47年7月1日

文部事務官(家政学部)

濱田 光美

会計課に配置換する。

昭和47年9月16日

文部事務官(学生課)

関 由美子

庶務課に配置換する。

文部事務官(庶務課)

斎藤 實

理学部に配置換する。

○転任関係

昭和47年8月1日

文部技官(埼玉大学厚生課栄養士)

二部 育子

附属小学校栄養士に転任させる。

○昇任関係

昭和47年7月1日

用務員(附属図書館)

邊見 張蔵

文部技官(施設課)に昇任させる。

昭和47年9月16日

文部技官(理学部)

大室 昭

学生課学生係補導主任に昇任させる。

○併任関係

昭和47年7月1日

文部教官(教授理学部)

柳田 為正

理学部附属臨海実験所長に併任する。

任期は昭和49年6月30日までとする。

昭和47年7月21日

文部教官(教授家政学部)

田邊 義一

家政学部長事務代理を命ずる。

昭和47年9月1日

文部教官(教授家政学部附属食物化学研究施設)

福場 博保

家政学部附属食物化学研究施設長に併任する。

任期は昭和49年8月31日までとする。

文部教官(教授文教育学部)

市古 宙三

附属図書館長に併任する。

任期は昭和49年8月31日までとする。

○併任解除関係

昭和47年7月11日

文部教官(教授文教育学部)

木原 研三

附属幼稚園長事務代理を免ずる。 昭和47年8月8日 文部教官（教授家政学部） 田邊 義一 家政学部長事務代理を免ずる。 昭和47年9月1日 文部教官（教授理学部） 阿武喜美子 家政学部附属食物化学研究施設長の併任を解除する。 ○退職関係 ○非常勤講師	昭和47年7月31日 文部事務官（庶務課） 遠藤恵美子 退職を承認する。 昭和47年8月25日 文部教官（助手理学部） 小俣 節子 退職を承認する。 昭和47年9月5日 文部技官（庶務課） 三井田みづ子 退職を承認する。
---	--

発令年月日	異動種目	氏 名	所 属	任期又は併任の期間	本 務 そ の 他
47. 7. 1	併 任	鈴木 義 之	家・児	47. 7. 31	東京大学医学部附属病院
〃	採 用	高 橋 伍 郎	文・表現体	47. 9. 30	文部技官 武蔵大学講師
47. 7. 20	併 任	伊 谷 純 一 郎	理・生	47. 7. 23	京都大学助教授
47. 9. 1	〃	渡 辺 良 雄	理・生	47. 9. 30	国立予防衛生研究所厚生技官
〃	任用更新	下 総 寛 子	附 高	47. 10. 31	

○非常勤職員

発令年月日	異動種目	氏 名	所 属	職 名	任期又は任用予定期間	備 考
47. 4. 11	辞 職	松 岡 晴 子	家 政 学 部	教務補佐員		
47. 4. 28	〃	山 口 栄 子	文教育学部	事務補佐員		
47. 4. 30	〃	石 井 俊 夫	家 政 学 部	教務補佐員		
47. 5. 31	〃	馬 場 紀 子	〃	〃		
〃	〃	福 山 恭 子	文教育学部	〃		
〃	〃	栗 田 豊	厚 生 課	校 医		
47. 6. 1	採 用	大 岩 順 子	文教育学部	教務補佐員	48. 3. 31	
〃	〃	松 元 協 子	〃	〃	〃	
47. 6. 19	〃	太 田 令 子	家 政 学 部	〃	〃	
47. 6. 20	辞 職	相 沢 玲 子	〃	事務補佐員		
47. 6. 30	〃	菊 池 政 樹	会 計 課	〃		
〃	〃	菊 池 敬 子	図 書 館	〃		
〃	〃	松 本 典 子	〃	〃		
47. 7. 1	採 用	関 屋 康 子	〃	〃	48. 3. 24	
〃	〃	広 川 一 美	〃	臨時事務補佐員	48. 3. 31	
47. 7. 17	〃	不 破 明 美	家 政 学 部	臨時見習員	〃	
47. 7. 31	辞 職	佐々木 淑 恵	〃	教務補佐員		
47. 8. 8	更 新	小 池 美 恵 子	庶 務 課	技能補佐員	47. 9. 5	
47. 8. 31	辞 職	渡 辺 真 紀 子	理 学 部	事務補佐員		
47. 9. 1	採 用	白 井 俊 清	厚 生 課	校 医	47. 9. 30	
47. 9. 5	辞 職	永 田 和 子	庶 務 課	技能補佐員		
47. 9. 6	更 新	小 池 美 恵 子	〃	〃	48. 3. 24	
47. 9. 7	辞 職	不 破 明 美	家 政 学 部	臨時見習員		

○学内委員等

昭和47年6月1日

- 教授 浅見千鶴子
- 〃 田口 恒夫
- 助教授 湯沢 雍彦

ヘルスセンター運営委員会委員を命ずる。

任期は昭和49年5月31日までとする。

昭和47年7月12日

- 教授 志田 麓
- 〃 矢部 章彦
- 〃 浅見千鶴子
- 〃 田口 恒夫
- 助教授 湯沢 雍彦
- 〃 塚本 晃
- 〃 田中 翠
- 〃 中山 時子

規程の廃止に伴ないヘルスセンター運営委員は終了した。

昭和47年9月16日

- 教授 田口 恒夫
- 〃 浅見千鶴子

- 教授 松本千代栄
- 〃 坂上 治郎
- 助教授 尾田 幸雄
- 〃 高村 幸男
- 〃 塚本 晃
- 〃 水野 梯一
- 講師 石黒 節子

保健管理センター運営委員会委員を命ずる。

任期は昭和49年9月15日までとする。

学 事

○昭和48年度大学院理学研究科入学試験合格者専攻別人員

数 学 専 攻	7 名
物 理 学 専 攻	3 〃
化 学 専 攻	7 〃
生 物 学 専 攻	10 〃
計	27 〃

○印は受験者が必ず受験しなければならない科目。
○印は選択科目

○昭和48年度お茶の水女子大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

科 目	学部名		文 教 育 学 部		理 学 部		家 政 学 部		被 服 学 科		
	学 科	専 攻 課 程 名	出 題 数	受 験 数	出 題 数	受 験 数	出 題 数	受 験 数	出 題 数	受 験 数	
	哲 学 科 ・ 史 学 科 ・ 地 理 学 科	文 学 科 (国 文 学 ・ 中 国 学 専 攻 ・ 中 国 語 文 学 ・ 英 文 学 専 攻 ・ 英 語 学 専 攻)									数 学 科 ・ 物 理 学 科
出 題 教 科 目 名	出 題 数	受 験 数	出 題 数	受 験 数	出 題 数	受 験 数	出 題 数	受 験 数	出 題 数	受 験 数	
国 語	取 代 国 語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	古 典 乙 I	○	3	○	2	○	2	○	2	○	
	古 典 乙 II	○									
数 学	数 学 I	○		○		○		○		○	
	数 学 II B	○	2	○	3	○	2	○	3	○	
	数 学 III			○		○		○		○	
理 学	物 理 B			○							
	化 学 B			○	2	○	1	○	1		
	生 物			○							
外 国 語	英 語 B	○		○		○		○		○	
	ド イ ツ 語	○	1	○	1	○	1	○	1	○	
	フ ラ ン ス 語	○		○		○		○		○	
	合 計		8 6		11 8		7 5		9 7		7 5

【備考】1.表現体育学専攻志望者（第一志望，第二志望とも）に対しては，次の二種の実技検査を行なう。1.ダンス 2.陸上競技，球技，器械運動のうち一種（選択）

2.音楽教育学専攻志望者（第一志望，第二志望とも）に次の検査を行なう。1.音楽理論 a.旋律の聴音書取 b.高校音楽Ⅱ程度の音楽理論 2.声楽 a.新曲の視唱 b.自由曲 1曲（例えば次の程度の曲）

- (1)ジョルダニー作曲 Caro mio ben
(2)ベートーヴェン作曲 Ich liebe dich,
(3)モーツァルト作曲 Voi, che sapete
(歌劇「フィガロの結婚」より)

3.ピアノ a.新曲の視奏 b.自由曲 1曲（例えば次の程度の曲）

- (1)バッハ作曲 三声インヴェンション
(2)モーツァルト作曲 ソナタ イ短調 K. 310 第1楽章 (3)ベートーヴェン作曲 ソナタ 二短調作品 31 第2番 第1楽章

3.物理学科志望者（第一志望，第二志望とも）は受験科目中に物理Bを含めなければならない。

4.児童学科志望者と家庭経営学科志望者には他に小論文を課す。

5.被服学科志望者はA・Bいずれで受験してもよい。

○昭和47年度科学研究費補助金交付一覧

種類	学部	官職	氏名	決定額	研究課題	課題番号	備考
特定研究 I	理	教授	坂上治郎	千円 3,000	高多重度測定法によるヒートアイランドの基礎的研究	92836	
一般研究 継続 B	家	〃	矢部章彦	3,050	洗浄過程の解析的研究	68722	
〃 B	文	〃	浅井辰郎	1,350	生産力的研究法による地理・地誌学の実証的研究	58516	
一般 B	〃	〃	吉田昇	2,500	高等教育を受けた女性の役割についての総合的研究	745013	
一般 C	理	〃	中西正城	900	アナログ，シュミレーションを用いる化学分析法の研究	754112	
〃 C	〃	講師	団ジーン	700	配偶子の形成および相互反応	754157	
〃 C	家	教授	稲垣長典	750	アスコルビン酸，脂肪酸エステル酸化防止作用に関する系統的研究	756060	
〃 C	〃	助教授	松川哲哉	970	繊維製品の疲労に関する材料学的研究	758001	
〃 C	文	〃	正井泰夫	1,000	都市的土地利用と都市環境の地図化と測定に関する研究	758052	
一般 D	〃	〃	吉田章彦	220	漢字の教授・学習に関する教育心理学的研究	761083	
〃 D	理	教授	立花俊一	400	多様体の幾何学	764002	
〃 D	〃	助教授	米田満樹	230	細胞接着法によるウニ卵表の張力および剛性率の測定	764131	
〃 D	家	〃	中島利誠	400	水溶性完全はしご型ポリマーの合成	765114	
〃 D	理	教授	阿武喜美子	400	イカ肝コンドロスルファターゼの精製と基質特異性	768020	
奨励研究 A	〃	助手	根本心一	220	細胞分裂周期におけるエネルギー代謝	774202	
〃 A	家	〃	酒井はるみ	150	戦後の家族政策と婦人像	778002	
総合研究 A	〃	教授	谷田関次	2,000	服飾における様式の問題	731026	
〃 A	文	〃	近藤光男	2,700	清朝考證学の総合的研究	731005	

通 知

昭和48年度科学研究費補助金公募について

提出期間・必要書類等一覧表

研究費の種目	学内締切	必 要 書 類	提出部数
がん特別研究 自然災害特別研究 特 定 研 究	11月20日 (月) 午後5時まで	がん特別研究・自然災害特別研究 { 甲 特定研究計画調書 } 乙書 承 諾 がん特別研究・自然災害特別研究・特定 研究計画調書一覧 科学研究費補助金申請カード 科学研究費補助金申請カード総括票	2 1 {研究分担 者ごとに} 1 2 1 1
		一 般 研 究 計 画 調 書 承 諾 一 般 研 究 整 理 カ ー ド 一 般 研 究 計 画 調 書 一 覧 科学研究費補助金申請カード 科学研究費補助金申請カード総括票	3 1 {研究分担 者ごとに} 1 2 1 1
奨 励 研 究 (A)		奨 励 研 究 (A) 計 画 調 書 奨 励 研 究 (A) 整 理 カ ー ド 奨 励 研 究 (A) 計 画 調 書 一 覧 科学研究費補助金申請カード 科学研究費補助金申請カード総括票	3 1 2 1 1
総合研究(A)・(B)	11月27日 (月) 午後5時まで	総 合 研 究 (A), (B) 計 画 調 書 承 諾 総 合 研 究 (A), (B) 整 理 カ ー ド 総 合 研 究 (A), (B) 計 画 調 書 一 覧 科学研究費補助金申請カード 科学研究費補助金申請カード総括票	3 1 {研究分担 者ごとに} 1 1 2 1 1
		試 験 研 究 計 画 調 書 承 諾 試 験 研 究 整 理 カ ー ド 試 験 研 究 計 画 調 書 一 覧 科学研究費補助金申請カード 科学研究費補助金申請カード総括票	3 1 {研究分担 者ごとに} 1 2 1 1

	種 類	学内締切	必 要 書 類	提出部数
研究成果 刊 行 費	学術定期 刊 行 物	11月27日 (月) 午後5時まで	学 術 定 期 刊 行 物 刊 行 計 画 調 書 出 版 経 費 見 積 書 整 理 カ ー ド 最 新 刊 の 学 術 定 期 刊 行 物 会 則 ・ 規 約 等 (学会等の代表者作成)	1 1 1 1 1
	学術図書		学 術 図 書 刊 行 計 画 調 書 出 版 経 費 見 積 書 整 理 カ ー ド 完 成 原 稿 (直接持参) (著作権者作成)	3 1 1 1
	二 次 刊 行 物		二 次 刊 行 物 刊 行 計 画 調 書 出 版 経 費 見 積 書 整 理 カ ー ド 最 新 刊 の 二 次 刊 行 物 (定期的二次刊行物 の場合) または完成原稿 (不定期的二次 刊行物の場合で直接持参) 会 則 ・ 規 約 等 (二次刊行物の刊行者作成)	1 1 1 1 1

日 誌 (抄)

7月4日(火) 一般教育委員会, 附属学校運営委員会
 5日(水) 各学部教授会, 附属図書館長選挙
 6日(木) 附属図書館運営委員会
 7日(金) 新入生セミナー(於大学セミナー・ハウス)
 9日(日) 対奈良女子大学卓球定期戦(於奈良女大)
 20日(木) 対奈良女子大学軟式庭球定期戦(於本学)
 21日(月) 幼児教育公開講座
 29日(火)
 9月9日(土)

9月12日(火) 入試委員会, 学生委員会, 学生連絡協議会
 13日(水) 各学部教授会
 18日(月) 保健管理センター運営委員会
 19日(火) 学寮委員会, 学寮協議会
 19日(火) 大学院理学研究科(数・物・化学専攻)入学試験
 20日(水) 評議会, 教務委員会, 学生委員会
 22日(金) 電子計算機室運営委員会
 25日(月) 保健管理センター運営委員会, 大学院理学研究科(生物学専攻)入学試験
 26日(火) 教職課程委員会, 学生連絡協議会, 学生会館臨時運営委員会
 27日(水) 理学部教授会

諸 報

○海外渡航

所 属 職 名	氏 名	渡 航 先 国	渡航目的	期 間	渡航種別
理 学 部 助 手	川 合 由 美 子	アメリカ合衆国	ハーバード 大学において 学術研究	47. 7. 1 } 48. 6. 30	出張 (在研) 期間 延長
家 政 学 部 教 授	稻 垣 長 典	デンマーク・フィンランド・ 連合王国・フランス・スベ イン・イタリア	学会出席 および 学術調査	47. 7. 20 } 47. 8. 10	研修
理 学 部 助 手	藤 枝 修 子	デンマーク・フィンランド・ スウェーデン・ノルウェー・ 連合王国・フランス・スベ イン・イタリア	観 光	47. 7. 21 } 47. 8. 8	私事
家 政 学 部 講 師	黒 田 淑 子	アメリカ合衆国	〃	47. 7. 25 } 47. 8. 13	〃
附 属 中 学 校 教 諭	猿 山 ふ み 子	アメリカ合衆国	実情視察	47. 7. 26 } 47. 8. 23	研修
文 教 育 学 部 教 授	井 上 茂	連合王国・スウェーデン・ 西独・スイス・オーストリ ア・フランス	学術研究 および 学術調査	47. 7. 28 } 47. 9. 27	出張 (在研)
文 教 育 学 部 助 教 授	正 井 泰 夫	カナダ・アメリカ合衆国	学会出席 および 討論参加	47. 7. 28 } 47. 9. 1	出張

所属職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
家政学部 教授	山西 貞	スリランカ共和国	講演 および 討論参加	47. 8. 10 ~ 47. 8. 23	研修
理学部 教授	下瀬 恒人	デンマーク・連合王国・ス ペイン・フランス・西独・ スイス・イタリア・ギリシ ア	観 光	47. 8. 11 ~ 47. 9. 1	私事
附属高等学校 教諭	大和田 順子	連合王国・イタリア・ベル ギー・西独・スイス・フラ ンス・オランダ・エジプト	学術研究	47. 8. 14 ~ 47. 8. 30	研修
附属中学校 教諭	永井 啓子	西独・オランダ・スイス・ 連合王国・フランス	会議出席 および 実情視察	47. 8. 23 ~ 47. 9. 6	〃
文教育学部 助教授	平野 孝	アメリカ合衆国	アメリカ史 研究のため	47. 8. 24 ~ 48. 7. 8	出張
家政学部 教授	福場 博保	アメリカ合衆国 メキシコ	学会出席 および 討論参加	47. 8. 31 ~ 47. 9. 21	〃
文教育学部 助教授	正井 泰夫	シンガポール 中華民国	会議出席 および 研究打合せ	47. 9. 16 ~ 47. 9. 29	〃

○職員住所

〔住所変更〕

○電話架設

〔新・転任者住所〕

○本学本館改修工事

8月8日契約 昭和48年2月末日完成予定
(延面積8,291m²のうち4,479m²を改修)

○給与に関する勧告について

人事院は、8月15日国会および内閣に対して、次のような給与改定の勧告を行ないました。

勧告(抄)

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)を改正することを勧告する。

一、改定の内容

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

1. 扶養手当について

手当の月額を配偶者2,400円(現行2,200円)、満18才未満の子のうち2人までは各1人につき800円(現行600円)(配偶者ががい職員の子にあつてはそのうち1人を1,600円(現行1,400円))とすること。

2. 通勤手当について

ア. 交通機関利用者については、運賃等相当額の全額支給の限度を月額4,000円(現行2,800円)とするとともに、運賃等相当額が4,000円をこえる部分についての2分の1加算の限度を月額2,000円(現行1,400円)とすること。

イ. (略)

ウ. (略)

3. (略)

二、改定の実施時期

この改定は、昭和47年4月1日から実施すること。

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,900	104,300				51,700	45,300	
2	144,400	109,000	91,900	76,900	63,800	54,500	47,200	36,300
3	150,900	113,900	95,800	80,400	66,800	57,300	49,300	37,500
4	157,500	118,900	99,700	83,900	69,800	60,200	51,600	38,700
5	164,100	123,900	103,600	87,400	72,900	63,100	53,900	39,900
6	170,700	128,900	107,600	90,900	76,000	66,000	56,200	41,600
7	177,300	133,900	111,600	94,700	79,200	68,700	58,500	43,400
8	183,900	138,900	115,600	98,500	82,400	71,400	60,800	45,200
9	190,500	143,900	119,600	102,300	85,700	73,900	62,800	46,500
10	197,100	148,400	123,600	106,100	89,000	76,400	64,800	47,800
11	202,000	152,900	127,600	109,900	92,300	78,900	66,600	49,000
12	205,800	156,700	131,000	113,700	95,500	81,400	68,400	50,200
13	209,600	160,000	134,400	117,000	98,700	83,900	70,200	51,300
14	212,600	162,600	137,800	120,300	101,600	86,100	71,500	52,400
15	215,600	165,200	140,100	123,000	104,100	88,300	72,700	53,400
16		167,800	142,400	125,700	106,100	89,800	73,700	54,300
17			144,600	127,800	107,800	91,100	74,700	55,200
18			146,800	129,900	109,200	92,400	75,700	
19				131,900	110,600	93,600	76,700	
20				133,900	111,900	94,800		
21					113,200	96,000		
22					114,500			

行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	63,100円	51,100円	45,300円	36,600円	32,200円
2	65,500	53,500	47,100	37,800	33,300
3	67,900	55,900	49,100	39,000	34,400
4	70,300	58,300	51,100	40,300	35,500
5	72,700	60,700	53,100	41,700	36,600
6	75,200	63,100	55,100	43,500	37,700
7	77,700	65,300	57,100	45,300	38,800
8	80,200	67,500	59,100	47,100	40,000
9	82,700	69,700	61,100	48,900	41,400
10	85,000	71,700	63,100	50,700	43,000
11	87,300	73,700	65,100	52,500	44,600
12	89,400	75,700	67,100	54,300	46,200
13	91,500	77,700	69,100	56,000	47,700
14	93,600	79,700	70,800	57,600	49,200
15	95,700	81,700	72,400	58,900	50,700
16	97,800	83,700	73,700	60,200	51,900
17	99,900	85,500	75,000	61,300	53,100
18	101,900	86,900	76,300	62,400	54,200
19	103,900	88,200	77,300	63,400	55,300
20	105,500	89,300	78,300	64,300	56,200
21	107,000	90,400	79,200	65,200	57,100
22	108,400	91,500	80,100	66,000	58,000
23	109,800	92,500	81,000	66,800	58,900
24	111,100	93,500	81,800	67,600	59,800
25	112,400	94,500	82,600	68,400	60,600
26	113,700			69,200	61,400
27					62,200
28					63,000
29					63,800
30					64,600

教育職俸給表

イ 教育職俸給表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	一円	一円	67,500円	49,600円	39,900円
2	—	80,400	71,000	52,500	41,700
3	109,400	84,800	74,500	55,400	43,800
4	114,500	89,200	78,300	58,400	46,000
5	119,600	93,600	82,100	61,400	48,200
6	124,700	98,100	85,900	64,400	50,400
7	129,800	102,600	89,700	67,400	53,000
8	134,900	107,100	93,500	70,400	55,900
9	140,000	111,600	97,100	73,500	58,800
10	145,100	116,100	100,700	76,600	61,700
11	150,200	120,100	104,300	79,700	64,600
12	155,400	123,800	107,500	82,700	67,500
13	160,600	127,200	110,700	85,700	70,300
14	165,800	130,600	113,900	88,400	73,000
15	171,000	134,000	117,000	91,100	75,700
16	176,200	137,400	119,900	93,800	78,400
17	181,400	140,400	122,800	96,500	81,100
18	186,400	143,400	125,700	98,600	83,800
19	191,200	146,100	128,600	100,700	86,300
20	196,000	148,800	131,500	102,800	88,700
21	200,800	151,300	134,200	104,900	90,600
22	205,300	153,800	136,700	106,800	92,500
23	209,600	156,300	139,000	108,700	94,100
24	212,600	158,600	141,300	110,500	95,700
25	215,600	160,700	143,400	112,300	97,100
26		162,800	145,500	114,100	98,500
27		164,900	147,200	115,700	99,800
28		167,000		117,300	101,100

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	—	46,700	—
2	89,500	49,600	38,700
3	93,200	52,000	39,900
4	96,900	54,500	41,100
5	100,600	57,000	43,200
6	104,300	59,500	45,500
7	108,400	62,100	47,900
8	112,500	64,700	50,200
9	116,600	67,300	52,600
10	120,700	69,900	55,100
11	124,800	73,000	57,600
12	128,900	76,200	60,200
13	132,800	79,400	62,800
14	136,600	82,600	65,400
15	140,400	85,800	68,000
16	144,200	89,100	70,600
17	148,000	92,600	73,200
18	151,500	96,200	75,700
19	155,000	99,800	78,200
20	158,500	103,300	80,500
21	162,000	106,800	82,800
22	165,200	110,300	85,100
23	168,400	113,800	87,400
24	171,200	117,100	89,300
25	174,000	120,400	91,200
26	176,800	123,300	93,100
27		126,200	94,700
28		128,800	96,300
29		131,400	97,900
30		133,600	99,300
31		135,800	100,700
32		138,000	102,100
33		140,100	103,400
34		142,200	104,700
35		143,900	106,000
36		145,600	107,200
37		147,300	108,400
38		149,000	
39		150,700	

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	—	41,100	—
2	75,300	43,800	38,700
3	78,500	46,700	39,900
4	81,700	49,600	41,100
5	85,100	51,900	43,200
6	88,600	54,300	45,500
7	92,100	56,700	47,900
8	95,600	59,100	50,200
9	99,100	61,600	52,500
10	102,600	64,100	54,800
11	106,000	66,600	57,100
12	109,400	69,200	59,300
13	112,800	72,200	61,500
14	116,100	75,300	63,700
15	119,400	78,400	65,800
16	122,400	81,500	67,900
17	125,300	84,700	70,000
18	127,900	88,000	72,100
19	130,500	91,400	73,900
20	132,800	94,800	75,700
21	135,100	98,200	77,000
22	137,300	101,200	78,300
23	139,500	103,700	79,600
24	141,600	106,100	80,700
25	143,300	108,000	81,800
26	145,000	109,900	82,900
27	146,700	111,800	84,000
28	148,400	113,700	
29	150,100	115,600	
30		117,400	
31		119,200	
32		120,800	
33		122,400	
34		124,000	
35		125,500	
36		127,000	
37		128,400	
38		129,800	
39		131,200	

□ 医療職俸給表 (二)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	108,100	80,100	58,100	46,300	40,000	—
2	113,100	83,800	61,100	48,200	41,900	37,500
3	118,100	87,500	64,100	50,400	43,800	38,700
4	123,200	91,200	67,100	52,600	45,700	39,900
5	128,300	95,200	70,100	55,100	47,600	41,600
6	133,400	99,200	73,100	57,600	49,800	43,400
7	138,500	103,200	76,100	60,400	52,000	45,200
8	143,500	107,100	79,300	63,200	54,200	46,600
9	148,100	110,900	82,500	66,000	56,400	47,800
10	152,700	114,700	85,800	68,700	58,600	48,800
11	156,700	117,900	89,100	71,400	60,800	49,800
12	160,300	121,100	92,400	73,900	62,800	50,700
13	163,100	123,900	95,600	76,400	64,800	51,600
14	165,700	126,700	98,800	78,900	66,600	
15	168,300	128,900	101,600	81,400	68,400	
16	170,800	131,100	104,400	83,900	70,200	
17	173,300	133,200	106,500	86,100	71,500	
18		135,300	108,400	88,300	72,700	
19		137,300	109,900	89,800	73,700	
20		139,300	111,400	91,100	74,700	
21			112,800	92,300		
22			114,200	93,500		
23			115,600			

ハ 医療職俸給表 (三)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	91,200円	69,700円	58,400円	44,100円	38,200円
2	94,800	72,600	61,100	46,100	39,600
3	98,400	75,500	63,800	48,100	41,000
4	102,000	78,500	66,500	50,100	42,400
5	105,700	81,600	69,200	52,100	44,100
6	109,400	84,700	71,900	54,100	46,000
7	113,100	87,800	74,600	56,200	48,000
8	116,800	90,900	77,400	58,300	50,000
9	120,300	94,000	80,200	60,400	52,000
10	123,800	97,100	82,900	62,500	54,000
11	127,100	100,200	85,500	64,600	56,000
12	130,400	103,200	88,100	66,700	58,000
13	133,700	106,000	90,700	68,800	60,000
14	136,300	108,800	93,000	70,900	62,000
15	138,600	111,200	95,300	73,000	64,000
16	140,900	113,600	97,300	74,500	65,800
17	142,900	116,000	99,100	76,000	67,500
18	144,900	117,800	100,900	77,500	68,800
19	146,900	119,600	102,600	79,000	70,100
20		121,300	103,900	80,500	71,100
21		122,900	105,200	81,800	72,100
22		124,500	106,500	83,000	73,100
23		126,000	107,800	84,000	74,100
24		127,300	109,100	85,000	
25		128,600		86,000	
26		129,900		87,000	

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	325,000円	200,000円
2	345,000	220,000
3	367,000	241,000
4	387,000	261,000
5	407,000	281,000
6	430,000	303,000
7	450,000	325,000